

令和7年度採用 鶴見区会計年度任用職員（総務課 選挙事務補助業務）
登録制度募集案内

鶴見区会計年度任用職員（選挙事務補助業務）は、希望する勤務条件をあらかじめ登録し、令和7年度中に選挙の執行が決定された場合に、登録者の中から面接等による選考を行い、任用を決定します。

登録を希望される方は、次の事項をご確認のうえ、登録用紙を鶴見区役所総務課統計選挙係にご提出いただくか、電子申請システムにてご登録ください。

1 職務内容

- (1) 選挙業務全般に関する事務補助（投開票物品等の準備・仕分け、説明会の受付・会場設営補助、不在者投票事務補助、電話・問合せ対応等）
- (2) その他、大規模災害発生時における災害対応業務
（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

2 身分

地方公務員法第22条の2に定める会計年度任用職員

3 応募資格

- (1) 地方公務員法で定める公務員としての自覚を持ち、任用期間中、選挙運動または政治活動に関与しない方
※地方公務員法・公職選挙法・政治資金規正法において、政治的行為等が制限されます。
※各法律の条文については、「別紙」をご確認ください。

地方公務員法	第36条	第1項（政治的団体への関与） 第2項（政治的目的を有する政治的行為） 第3項（政治的行為の要求）
公職選挙法	第89条・第90条（立候補制限） 第136条（特定公務員の選挙運動） 第136条の2（地位利用による選挙運動等） 第239条の2（地盤培養行為） ※国民一般が服する規制（第129条（事前運動）、第138条（個別訪問）、第138条の2（署名運動）等）	
政治資金規正法	第22条の9	第1項（政治活動に関する寄附等への関与） 第2項（禁止行為の要求）

- (2) 選挙に関する業務に興味がある方、又は経験がある方
- (3) 窓口・電話対応ができる方
- (4) 地方公務員法第16条等に定める採用に関する欠格事項に該当しない方
※欠格事由

地方公務員法第 16 条等に定める採用に関する欠格事由に該当する場合には、会計年度任用職員の任用を行うことができません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

オ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によることとされる者

4 勤務条件等

(1) 任用期間・勤務日

投票日の約 1 か月前から投票日後約 10 日までの土・日曜日を含む週 5 日以内

※勤務日については後日決定します。

(2) 勤務時間

① 9 時 00 分～17 時 00 分（休憩時間 1 時間）

② 11 時 00 分～19 時 00 分（休憩時間 1 時間）

③ 20 時 00 分～22 時 00 分

(3) 勤務場所

鶴見区役所総務課統計選挙係

(4) 給与

① 日額 9,632 円（時給 1,376 円）

② 日額 9,632 円（時給 1,376 円）

③ 日額 2,752 円（時給 1,376 円）

※このほか、通勤費用が支給されます。

※制度改正等により報酬額が変更となる場合があります。

(5) その他

・勤務日数に応じて雇用保険に加入する場合があります。

・その他勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

5 登録の申込・選考の流れ

(1) 次のいずれかの方法でご登録いただけます。

※任用希望登録の有効期限は、令和8年3月31日(火)までです。

①必要事項を記入した「登録用紙」を、次の申込先に持参又は郵送で提出

【申込先】〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1

鶴見区役所総務課統計選挙係(5階4番窓口)

②電子申請システムにて申込

右のQRコードを読み取り、電子申請システムにて
申請手続きを進めてください。



◀電子申請システム
はこちら

(2) 選挙の執行が決まり次第、登録者の中から条件のあてはまる方へ個別に面接選考の実施についてお知らせします。

(3) 「会計年度任用職員申込書兼履歴書」を持参又は郵送でご提出いただき、面接を実施します。

(4) 面接選考後、選考結果をご連絡します。

(5) 選考の結果、採用となった場合は、会計年度任用職員としての任用手続きを行います。

6 注意事項

(1) 登録は、任用を保証するものではありません。登録いただいても、希望する勤務条件に合致しない場合は、面接選考の実施についての連絡は行いません。

(2) 令和7年度中に横浜市鶴見区で選挙の執行が決定されなかった場合は、当該名簿登録は無効となります。

(3) 令和7年度予算が横浜市議会において議決されなかった場合は、選考に合格していても採用されないことがあります。

(4) この登録、選考において提出された書類は返却いたしません。

7 個人情報の取扱い

提出された電子文書、書類、及びそれに記載された個人情報は、令和7年度採用鶴見区会計年度任用職員(選挙事務補助業務)の登録及び選考の目的のみに使用し、行政文書としての保存期間が満了した後、速やかに破棄します。

ただし、任用された方の個人情報については、任用期間中の雇用管理を目的として使用するものとし、任用終了後は、同様に保存期間が満了した後、速やかに破棄します。

8 申込・問合せ先

鶴見区役所総務課統計選挙係

(〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 鶴見区役所5階4番窓口)

TEL 045-510-1660 FAX 045-510-1889